

る法律施行規則」と、同表海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和三十八年運輸省令第四十号）の項中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則」と、別表第二海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の項中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」と、第十九条の二十六第三項及び第十九条の三十三第二項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項」とあるのは「及び第十九条の九第二項並びに第十九条の十一第三項、第十九条の十五第三項」と、同表海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の項中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則」と、同表海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の項中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則」と、別表第三海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の項中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」と、第十九条の二十六第三項及び第十九条の三十三第二項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項」とあるのは「第十九条の四十六第三項、第十九条の十五第三項」と、同表海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の項中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則」と、同表海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の項中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則」と、別表第四海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の項中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」と、第十九条の二十六第三項及び第十九条の三十三第二項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項」とあるのは「第十九条の四十六第三項、第十九条の十五第三項」と、同表海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の項中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則」と、同表海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の項中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則」とする。

第三條 この省令の施行前にした別表第一から別表第四までの上欄に掲げる法令のそれぞれ下欄に掲げる規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一七年五月二〇日国土交通省令第五七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成一七年五月二十五日）から施行する。

附則（平成一七年五月三一日国土交通省令第六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成一七年六月一日から施行する。

附則（平成一七年九月一日国土交通省令第八九号）抄

附則（平成一七年一月二二日国土交通省令第一〇四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成一七年十二月二十六日から施行する。

（経過措置）

第二条 自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第一項の国土交通省令で定める自動車は、次に掲げる自動車とする。

一 登録を受けたことがある自動車

二 軽自動車

三 小型特殊自動車

四 二輪の小型自動車

第三条 改正法附則第四条の国土交通省令で定める自動車は、次に掲げる自動車とする。

一 軽自動車

二 小型特殊自動車

三 二輪の小型自動車

第四条 改正法附則第四条の国土交通省令で定める期間は、完成検査終了証の発行の日から九月間とする。

附則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、会社法の施行の日（平成一八年五月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

第三条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によつてしたものとみなす。

附則（平成一八年九月二九日国土交通省令第九二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成一八年九月一日から施行する。

附則（平成一八年九月二九日国土交通省令第九三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の施行の日（平成一八年十月一日）から施行する。ただし、第二条、附則第三条及び第四条の規定は、平成一八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年二月二七日国土交通省令第二二二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成一十九年四月一日から施行する。ただし、附則第三条及び附則第四条の規定は、同年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則（平成一九年三月一日国土交通省令第六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成一九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年六月一九日国土交通省令第六七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日（平成一九年六月二十日）から施行する。

附則（平成一九年九月二〇日国土交通省令第七九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年九月二八日国土交通省令第八三号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成一九年九月三十日から施行する。

附則（平成一九年一月一六日国土交通省令第八九号）抄

(施行期日)
1 この省令は、道路運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成十九年十一月十八日)から施行する。

附則 (平成二〇年七月一六日国土交通省令第六三号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(附則第一条ただし書に規定する規定を除く。)の施行の日(平成二十年七月十七日)から施行する。

附則 (平成二〇年二月一日国土交通省令第九七号) 抄
(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。
(国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 特別民法法人についての国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第三条、第四条、第八条、第九条、別表第一及び別表第三の規定の適用については、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則 (平成二二年五月一日国土交通省令第三五号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二二年五月一日から施行する。

附則 (平成二二年八月二八日国土交通省令第五三三号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日(平成二十一年九月一日)から施行する。

附則 (平成二二年六月二八日国土交通省令第三七号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二二年七月一日から施行する。

附則 (平成二四年二月二八日国土交通省令第九一号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二五年一月一日から施行する。

附則 (平成二五年二月二八日国土交通省令第八号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、船員法の一部を改正する法律の施行の日(平成二五年三月一日)から施行する。

附則 (平成二五年五月一日国土交通省令第三一号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、二六年度の海上の労働に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則 (平成二六年一月一〇日国土交通省令第一号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

附則 (平成二六年一月二二日国土交通省令第六号) 抄
(施行期日)

1 この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

附則 (平成二六年二月二七日国土交通省令第一三三号) 抄
(施行期日)
1 この省令は、総合特別区域法の一部を改正する法律(平成二五年法律第五十三号) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二六年三月三十一日)から施行する。

附則 (平成二六年一月二八日国土交通省令第九〇号)
この省令は、マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二六年十二月二十四日)から施行する。

附則 (平成二七年一月二九日国土交通省令第五号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、建築基準法の一部を改正する法律(平成二六年法律第五十四号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二七年六月一日。以下「施行日」という。)から施行する。(経過措置)

第二条
4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二八年二月二九日国土交通省令第一〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、建築基準法の一部を改正する法律(平成二六年法律第五十四号。以下「改正法」という。) 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二八年六月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (平成二八年八月三一日国土交通省令第六三三号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第三条の規定は、平成二八年十一月一日から施行する。

附則 (平成二九年九月二九日国土交通省令第五五号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二九年十月一日)から施行する。ただし、第七条の改正規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則 (平成三〇年六月二五日国土交通省令第四九号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。) 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第三条の改正規定は、改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則 (平成三〇年二月二六日国土交通省令第九〇号) 抄
(施行期日)

1 この省令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条に掲げる規定の施行の日(平成三十一年九月一日)から施行する。

附則 (平成三一年二月一五日国土交通省令第四号) 抄
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則 (平成三一年三月二六日国土交通省令第一二二号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。ただし、附則第二条から第十条までの規定、附則第十二条の規定、附則第十四条中国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号) 附則第八条の次に一条を加える改正規定及び附則第十五条中地方運輸局組織規則(平成十四年国土交通省令第七十三号) 附則第三条の次に一条を加える改正規定は、法附則第一条第二号の政令で定める日(平成三十一年四月一日)から施行する。

附則 (令和二年八月三一日国土交通省令第七二二号) 抄
この省令は、令和二年十月一日から施行する。

別表第一(第三条及び第四条関係)

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）	第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九（これらの規定を第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条の第三第三項において準用する場合を含む。）	放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）	第四十一条の二十において準用する第四十一条の十三
船員法（昭和二十二年法律第百号）	第五十八条の二、第六十七條第三項、第百条の十九第一項及び第百条の二十七	住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）	第三十条第一項
船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）	第三十八条（第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第七十七條第二項及び第八十六条第二項	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）	第三十九条第三項
建設業法（昭和二十四年法律第百号）	第二十六条の十二第二項（第二十七條の三十二において準用する場合を含む。）	日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）	第三十条第三項及び第三十六条第一項
水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）	第二十一条第一項及び第二十五条（これらの規定を第三十二条において準用する場合を含む。）並びに第五十四条（第五十八條において準用する場合を含む。）	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）	第九條の十四第一項、第九條の二十、第十六條第一項及び第三項、第十九條の二十一の二並びに第十九條の三十五の四第三項並びに第十九條の十五第三項（第十九條の三十第三項及び第十九條の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九條の四十九第三項及び第四十三條の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）	第五十一条の十二第一項	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）	第九條の十四第一項、第九條の二十、第十六條第一項及び第三項、第十九條の二十一の二並びに第十九條の三十五の四第三項並びに第十九條の十五第三項（第十九條の三十第三項及び第十九條の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九條の四十九第三項及び第四十三條の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九
屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）	第二十条第一項	船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）	附則第六條において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第七條の八第一項及び第七條の十一
国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第百二十九号）	第二十五条及び第二十九条第一項	船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）	附則第六條において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第七條の八第一項及び第七條の十一
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）	第八十九條第二項	積立式地建物販売業法（昭和四十六年法律第百一十号）	第七十一条において準用する土地区画整理法第八十四条第一項
建築士法（昭和二十五年法律第二百一十号）	第二十四条の三第二項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）	第七十一条において準用する土地区画整理法第八十四条第一項
港湾法（昭和二十五年法律第二百一十八号）	第五十六條の二の十第一項及び第五十六條の二の十六	船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）	附則第六條において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第七條の八第一項及び第七條の十一
海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）	第二十一条第一項及び第二項	船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）	附則第六條において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第七條の八第一項及び第七條の十一
船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）	第十七条の八第一項及び第十七条の十一（これらの規定を第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。）	船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）	附則第六條において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第七條の八第一項及び第七條の十一
道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）	第九十一条第一項及び第三項、第九十四條の六第一項及び第二項、第九十六條の十第一項並びに第九十六條の十四（第九十六條の十九において準用する場合を含む。）	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）	第十八條第一項（第二十五条第二項、第四十四條第三項及び第六十一条第三項において準用する場合を含む。）
気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）	第三十二条の十第一項及び第三十二条の十五において準用する第二十四条の十三	マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）	第四十一条の十第一項（第六十一条の二において準用する場合を含む。）
宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）	第十七條の十一第一項	自動車運送代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）	第二十条第二項
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）	第四十七條の二第六項	マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）	第九十五条第一項及び第百五十八條第一項
航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）	第五十八條第一項並びに第五十九條第三号及び第四号（航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百四十四條の二第一項第二号から第四号までに掲げるものの備付けに限る。）	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）	第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九
旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）	第十二條の二十第一項及び第十二條の二十四	総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）	第二十二條の二第二項において準用する道路運送車両法第九十四條の六第一項及び第二項
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）	第八十四條第一項	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）	附則第六條第三項において準用する第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九
内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十号）	第三十七條第一項及び第二項並びに第三十八條第一項（これらの規定を第五十五条（第五十八條において準	土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）	第十三條第二項

都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）	第十五条第二項	
農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十六年政令第二百五十号）	第六条	
勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）	第二十八条の十第三項及び第四十四条第二項の規定により読み替えて適用される第二十八条の十一	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）	第三条第二項	
民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）	第十三条第一項	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十五条第二項）	第十条第二項（第二十九条において準用する場合を含む。）	
マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）	第一条第二項（第二条において準用する場合を含む。）	
荷受人及荷送人ヲ確知スルコト能ハザル鉄道運送品等ノ公告ニ関スル件（昭和十九年運輸省令第四百十一号）	第七十七条の六の九第一項（第七十七条の六の二一、第七十七条の六の二六及び第七十七条の六の二七）並びに第七十七条の六の二八の二一、第七十七の六の二六及び第七十七の六の二七の六の二一、第七十七の六の二六及び第七十七の六の二七の六の二一において準用する場合を含む。）	
船員職業安定法施行規則（昭和二十三年運輸省令第三十二号）	第二十三条第六項及び第三十九条第三項	
建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）	第十七条の十一第四項	
建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）	第十七条の二七第一項及び第十七条の三十一第四項	
建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）	第三条の二十二第二項（第六条の十、第六条の十一、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）及び第三条の二六第四項（第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）	
自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）	第六条の九第一項及び第六条の十四第一項	
道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）	第三十六条の九第一項及び第三十六条の十四	
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）	第三条の十二第二項（第九条の三の二、第六十条、第七十七條及び第九十八條において準用する場合を含む。）、第四条の十三第一項（第九条の七の四及び第八十四条の四において準用する場合を含む。）並びに第八十四条の十八第一項及び第二項（これらの規定を第九条	
旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）	第七條の二第二項及び第三項、第二十八條の二第二項並びに第三十七條第一項及び第二項	の七の四及び第八十四条の四において準用する場合を含む。）
宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）	第十条の十一第四項及び第二十六条第三項	
危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）	第一百三條第四項及び第二百三十五條第二項	
船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十三号）	第四条の九第一項並びに第四条の十四第一項及び第二項	
救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十七号）	第十九條第一項並びに第二十四條第一項及び第二項	
指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）	第十三條の八第一項及び第十三條の十三	
船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）	第四十六條第四項、第五十一條第七項、第六十條の五第三項、第六十一條第一項、第六十一條の二第一項、第六十一條の三第一項及び第六十二條第一項	
船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）	第八十四條第一項（第九十一條の六及び第九十六條において準用する場合を含む。）並びに第八十九條第一項及び第二項（これらの規定を第九十一條の六及び第九十六條において準用する場合を含む。）	
特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）	第十九條第二項	
河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）	第二十七條の十二第一項及び第二十七條の十五第四項（これらの規定を第二十七條の二十一（第三十八條の四において準用する場合を含む。）及び第三十八條の四において準用する場合を含む。）	
小型船舶造船業法施行規則（昭和四十一年運輸省令第五十四号）	第二十九條第一項並びに第三十四條第一項及び第二項	
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）	第十二條の二の十四第一項（第十二條の二の二六において準用する場合を含む。）並びに第十二條の二の十九第一項及び第二項（これらの規定を第十二條の二の二六において準用する場合を含む。）	
旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）	第三十七條の六第三項	
船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）	第八條第四項、第二十四條第三項及び第二十七條第三項	
国土交通省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年運輸省令第二十四号）	第一条第二項及び第三項	
船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）	第十四條第一項並びに第十九條第一項及び第二項	
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和五十八年運輸省令第四十号）	第八條第四項、第二十四條第三項及び第二十八條第三項	

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九	日本勤労者住宅協会法施行規則第十条及び第十一条（昭和四十一年建設省令第三十九号）
総合特別区域法	第二十二條の二第十二項において準用する道路運送車両法第九十四條の六第一項	都市再開発法施行規則（昭和四十四年建設省令第五十四号）
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律	附則第六條第三項において準用する第三十條第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九	第三項並びに第三十七條の五第一項及び第三項
土地区画整理法施行令	第十三條第一項	第十二條の二の十九第一項（第十二條の二の二十六において準用する場合を含む。）
都市再開発法施行令	第七條第一項及び第十五條第一項	第二十三條
勤労者財産形成促進法施行令	第二十八條の十第一項及び第四十四條第二項の規定により読み替えて適用される第二十八條の十一	船舶安全法の規定に基づく事業場第八條第二項、第二十四條第二項及び第二十七條第一項の認定に関する規則
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第十七條において準用する土地区画整理法施行令第十三條第一項	国土交通省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則
民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令	第十三條第二項	船内における食料の支給を行う者第十九條第一項に関する省令
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	第二十七條において準用する都市再開発法施行令第十五條第一項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令及び第二項、第九條第一項、第十二條第一項、第十三條第一項、第十九條第一項、第二十條並法施行規則（昭和五十年建設省令及び第四十四條第一項（第二十号）
マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律施行令	第十條第一項（第二十九條において準用する場合を含む。）	船舶機関規則
荷受人及荷送人ヲ確知スルコト能ハザル鉄道運送品等ノ公告ニ關スル件	第一條第二項（第二條において準用する場合を含む。）	第一百條の二
船舶法施行規則	第七十七條の六の十四第一項（第七十七條の六の二十一、第七十七條の六の二十六及び第七十七條の十一の六において準用する場合を含む。）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則
船員職業安定法施行規則	第三十九條第三項	鉄道事業法施行規則
道路運送車両法施行規則	第三十六條の十四	貨物自動車運送事業輸送安全規則
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則	第四條の十八第一項（第九條の七の四及び第八十四條の四において準用する場合を含む。）	船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則
航空法施行規則	第五條の四	船員法の施行規則
土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）	第五條第一項、第六條第一項、第七條、第十條の二及び第十二條第一項	国際観光ホテル整備法施行規則
旅客自動車運送事業運輸規則	第二十八條の二第一項並びに第三十七條第一項及び第二項	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）
危険物船舶運送及び貯蔵規則	第三十三條第三項及び第二十三條第一項	マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則
船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令	第四條の十四第一項	マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第十六号）
救命艇手規則	第二十四條第一項	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則
指定自動車整備事業規則	第十三條の十三	別表第三（第八條及び第九條関係）
船舶安全法施行規則	第四十六條第二項及び第三項、第六十條の五第二項、第六十一條第一項、第六十一條の二第二項、第六十一條の三第一項並びに第六十二條第一項	
船員労働安全衛生規則	第八十九條第一項（第九十一條の六及び第九十六條において準用する場合を含む。）	
小型船舶造船業法施行規則	第三十四條第一項	

船舶安全法	第二十五条の五十三第二項（第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条の第三項において準用する場合を含む。）	マンシヨンの建替え等の円滑化 第九十五条第二項及び第百五十八条第二項 に関する法律
船員法	第百条の十九第二項	国際航海船舶及び国際港湾施設 第二十條第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三 の保安の確保等に関する法律 第二項
建設業法	第二十六条の十二第二項（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）	船舶の再資源化解体の適正な実 附則第六條第三項において準用する第三十條第三項において準用 する船舶安全法第二十五条の五十三第二項
水先法	第二十一条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）及び第五十四条（第五十八条において準用する場合を含む。）	第七十七條の六の九第二項（第七十七條の六の二十一、第七十七 條の六の二十六及び第七十七條の十一の六において準用する場合 を含む。）
測量法	第五十一条の十二第二項	
屋外広告物法	第二十条第二項	建築士法施行規則 第十七條の二十七第二項
国際観光ホテル整備法	第二十九条第二項	建築基準法施行規則 第三條の二十二第二項（第六條の十、第六條の十二、第六條の十 四及び第六條の十六において準用する場合を含む。）
港湾法	第五十六条の二の十第二項	自動車整備士技能検定規則 第六條の九第二項
船舶職員及び小型船舶操縦者法	第十七条の八第二項（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三條の二十八及び第二十三條の三十において準用する場合を含む。）	道路運送車両法施行規則 第三十六條の九第二項
気象業務法	第三十二の十第二項	船舶職員及び小型船舶操縦者法 第四條の十三第二項（第九條の七の四及び第八十四條の四におい て準用する場合を含む。）
宅地建物取引業法	第三十七條の十一第二項	船舶に乗り組む医師及び衛生管 理者に関する省令 第四條の九第二項
旅行業法	第十二條の二十第二項	救命艇手規則 第十九條第二項
土地区画整理法	第八十四条第二項及び第八十八条第二項	指定自動車整備事業規則 第十三條の八第二項
内航海運組合法	第三十七條第四項、第三十八條第四項及び第三十九條（これらの規定を第五十五条（第五十八条において準用する場合を含む。）及び第五十八条において準用する場合を含む。）並びに第四十一条（第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十九條第四項	船員労働安全衛生規則 第八十四條第二項（第九十一条の六及び第九十六条において準用 する場合を含む。）
住宅地区改良法	第三十条第二項	河川法施行規則 第二十七條の十一第二項（第二十七條の二十一（第三十八條の四 において準用する場合を含む。）及び第三十八條の四において準用 する場合を含む。）
日本勤労者住宅協会法	第三十条第三項及び第三十六条第三項	小型船舶造船業法施行規則 第二十九條第二項
都市再開発法	第八十三条第一項及び第三百三十四條第二項	海洋汚染等及び海上災害の防止 に関する法律施行規則 第十二條の二の十四第二項（第十二條の二の二十六において準用 する場合を含む。）
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第九條の十四第二項並びに第十九條の十五第三項（第十九條の三十第三項及び第十九條の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九條の四十九第三項及び第四十三條の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項	船内における食料の支給を行う 者に関する省令 第十四條第二項
積立式宅地建物販売業法	第三十七條第四項	鉄道事業法施行規則 第二十四條の十第二項
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第七十一条において準用する土地区画整理法第八十四条第二項及び第八十二条第一項において準用する同法第八十八条第二項	マンシヨンの管理の適正化の推 進に関する法律施行規則 第八十七條第五項
船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律	附則第六條において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十 七條の八第二項	別表第四（第十条及び第十一条関係） 船舶安全法 第二十五条の五十三第二項（第二十五条の六十八、第二十五条の 七十、第二十八条第七項及び第二十九条の第三項において準用 する場合を含む。）
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第七十二条第四項、第七十三条第二項、第二百六十六條第一項及び第二百七十八條第二項	船員法 第百條の十九第二項
住宅の品質確保の促進等に関する法律	第十八條第二項（第二十五条第二項、第四十四條第三項及び第六 十一條第三項において準用する場合を含む。）	建設業法 第二十六條の十二第二項（第二十七條の三十二において準用する 場合を含む。）
大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）	第十二條第二項	水先法 第二十一条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）
マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律	第四十一条の十第二項（第六十一条の二において準用する場合を含む。）	測量法 第五十一条の十二第二項
		屋外広告物法 第二十条第二項
		国際観光ホテル整備法 第二十九條第二項
		港湾法 第五十六條の二の十第二項

船舶職員及び小型船舶操縦者法	第十七条の八第二項（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三條の二十八及び第二十三條の三十において準用する場合を含む。）	船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令	第四条の九第二項
気象業務法	第三十二條の十一第二項	救命艇手規則	第十九條第二項
宅地建物取引業法	第十二條の二十第二項	指定自動車整備事業規則	第十三條の八第二項
旅行業法	第二十八條第六項	船舶安全法施行規則	第六十條の五第二項
土地区画整理法	第三十八條第一項及び第二項（これらの規定を第五十五條（第五十八條において準用する場合を含む。）及び第五十八條において準用する場合を含む。）並びに第四十一條及び第五十五條（これらの規定を第五十八條において準用する場合を含む。）において準用する会社法第八百四十七條第一項及び第四項	船舶労働安全衛生規則	第八十條第二項（第九十一條の六及び第九十六條において準用する場合を含む。）
内航海運組合法	第三十九條第一項	河川法施行規則	第二十七條の十一第二項（第二十七條の二十一（第三十八條の四）において準用する場合を含む。）
不動産の鑑定評価に関する法律	第二十七條第五項	小型船舶業法施行規則	第二十九條第二項
都市再開発法	第九條の十四第二項並びに第十九條の十五第三項（第十九條の三十第三項及び第十九條の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九條の四十九第三項及び第四十三條の九第二項において準用する船舶安全法第二十五條の五十三第二項	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則	第十二條の二の十四第二項（第十二條の二の二十六において準用する場合を含む。）
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第五十一條において準用する土地区画整理法第二十八條第六項	船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則	第二十七條第一項
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	附則第六條において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十條の八第二項	船内における食料の支給を行う者に関する省令	第十四條第二項
船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律	第七十三條第一項及び第三項並びに第四百八十八條において準用する都市再開発法第二十七條第五項	鉄道事業法施行規則	第二十四條の十第二項
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第十八條第二項（第二十五條第二項、第四十四條第三項及び第六十一條第三項において準用する場合を含む。）	マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則	第八十七條第五項
住宅の品質確保の促進等に関する法律	第四十一條の十第二項（第六十一條の二において準用する場合を含む。）		
マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律	第二十四條第六項（第二百二十六條第三項において準用する場合を含む。）		
マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律	第二項		
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	附則第六條第三項において準用する第三十條第三項において準用する船舶安全法第二十五條の五十三第二項		
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律	第七十七條の六の九第二項（第七十七條の六の二十一、第七十七條の六の二十六及び第七十七條の十一の六において準用する場合を含む。）		
船員法施行規則	第十七條の二十七第二項		
建築士法施行規則	第三條の二十二第二項（第六條の十、第六條の十二、第六條の十四及び第六條の十六において準用する場合を含む。）		
建築基準法施行規則	第六條の九第二項		
自動車整備士技能検定規則	第三十六條の九第二項		
道路運送車両法施行規則	第四條の十三第二項（第九條の七の四及び第八十四條の四において準用する場合を含む。）		
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則	第七條の二第一項		
旅客自動車運送事業運輸規則			